

神戸市介護保険サービス事業者及び老人福祉施設等における事故または高齢者虐待（疑い）発生時の報告に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市域内の介護保険法に基づき神戸市長が指定する事業者、及び老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）が行うサービスで事故または高齢者虐待（疑い）（以下「事故等」という。）が発生した場合において、事業者の対応や、本市及びその他関係自治体に対する必要な報告の基準及び方法を定めることにより、事故等発生時の適正な事業者対応及びサービスの質の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「報告」とは、法律・基準・告示等に基づくもののほか、本市が必要と認めるものをいう。

（報告者）

第3条 事故等が発生した場合のサービス別の報告者は、次表に掲げる事業者とする。

（表1）事故報告の対象事業者一覧

指定居宅サービス事業者	<u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売</u>
指定介護予防サービス事業者	<u>介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売</u>
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者	<u>介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス</u>
指定地域密着型サービス事業者	<u>夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護</u>

指定地域密着型介護予防サービス事業者	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
指定居宅介護支援事業者	<u>居宅介護支援</u>
指定介護予防支援事業者	<u>介護予防支援</u>
介護保険施設事業者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
老人福祉施設等	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

* 表1において下線の引かれているサービスの事業者に関しては、次条第4号に関する報告は要しないものとする。

(事故等の報告対象)

第4条 報告の対象となる事故等は、次の掲げるものとする。

- (1) サービス提供による、利用者の怪我又は死亡事故の発生
- (2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待、若しくはそれが疑われる事例
- (4) 利用者が行方不明になった場合
- (5) 施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合
- (6) その他、報告が必要と認められる事故の発生

(報告方法等)

第5条 報告者は、前条各号に掲げる事故等が発生した場合、速やかに本市が指定する入力フォームもしくは様式（介護保険事業者 事故報告書・高齢者虐待（疑い）報告書）を用いて、本市へ報告するものとする。

- 2 事業者は本市への報告を要しない事故等についても、記録を作成、保管するものとする。
- 3 報告の内容に変更、修正又は追加等が生じた場合は、再度報告を要することとする。

(報告先)

第6条 報告先は、サービス利用者又は報告者が所在する保険者とする。保険者が本市以外の場合は、当該市町村にも報告することとする。

(報告の取り扱い)

第7条 本市は、第5条及び前条により受けた報告の取り扱いについて、個人情報に十分注意し、個人情報の漏洩、改ざん又は滅失の防止のほか適正な管理を行うとともに、事業者のサービスによる事故等の発生の事実確認及びその調査、指導の目的以外には使用しない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局監査指導課長が定める。